

犬の手帳



災害が発生し、避難所に入る際は、鑑札番号及び注射済票番号を確認させていただきます。

避難の際、犬に鑑札及び注射済票を装着していない場合は、この手帳等で確認します。



葛飾区

犬の手帳

平成30年2月発行

(令和3年2月版)

編集・発行：葛飾区健康部（保健所）
生活衛生課

協力：東京都獣医師会葛飾支部

〒125-0062

葛飾区青戸4-15-14

健康プラザかつしか内

15

行方不明になった場合 (P. 9参照)

・保健所 生活衛生課 (青戸4-15-14)
電話 3602-1242

・東京都動物愛護相談センター
(世田谷区八幡山2-9-11)
電話 3302-3507

※ 遺失物届を最寄りの警察署又は
交番に届出。

・葛飾警察署 (立石2-7-9)
電話 3695-0110

・亀有警察署 (新宿4-22-19)
電話 3607-0110

遺体の処理に関すること

・葛飾清掃事務所 ※有料、共同火葬。
(立石5-13-1)
電話 3693-6113

1 犬の写真と情報

犬の写真

名前 _____
生年月日 _____ 年 月 日

目 次

| | |
|---|-----------------------|
| | ページ |
| 1 | 犬の写真と情報・・・・・・・・・・ 2 |
| 2 | 狂犬病予防注射の記録・・・・・・・・ 4 |
| 3 | 犬の登録手続き・・・・・・・・・・ 5 |
| 4 | 犬の飼い方・・・・・・・・・・ 6 |
| 5 | 犬が人を咬んでしまったら・・・・ 7 |
| 6 | 犬が行方不明になったら・・・・ 9 |
| 7 | 災害時の対応・・・・・・・・・・ 10 |
| 8 | 犬に関する各種手続き・・・・・・・・ 12 |



| | | |
|-------------|-------------------|---------------------------|
| 記 録 | 犬の名前 | |
| | 種 類 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 性 別 | オス ・ メス |
| | 毛 色 | |
| | 鑑札番号 | 第 七 号 |
| | よく食べる物 | |
| 飼 い 主 | かかりつけの病院 病気・薬等 | |
| | 住 所 | 葛飾区丁目 番.....号 |
| | 氏 名 | |
| | 電話番号 | |

詳しくは「避難所における動物飼育のガイドライン」(QRコード)をご覧ください。



8 犬に関する各種窓口一覧

| |
|---|
| 登録や変更、狂犬病予防注射済票交付、死亡届に関すること |
| ・保健所 生活衛生課 (青戸 4-15-14) 電話 3602-1242 |
| ・各区民事務所 |
| 葛飾区外へ転出した場合 |
| ・新住所地での管轄保健所等へ届出 |
| 人を咬んでしまった場合 (P. 7参照) |
| ・保健所 生活衛生課 (青戸 4-15-14) 電話 3602-1242 |

(2) 避難所における飼育のルール

人と動物が気持ちよく過ごせるように、次のルールを必ず守ってください。

- ・飼育動物は定められた場所で飼育し、避難者がいる部屋には入れません。
- ・飼育場所ではケージに入れます。台風等での一時避難の際は、クレート、キャリーバック等でも構いません。
- ・散歩する際は、必ずリードをつけます。直ぐにおさえられるようにリードは短くします。
- ・飼育動物の排泄は決められた場所で済ませ、後始末まで行います。
- ・飼育動物は飼い主が管理します。えさやりや後片付けのほか、飼育動物の体やケージ内を清潔に保つようにします。
- ・飼育場所の設営や清掃などは飼い主同士が協力して行います。

| | |
|-------|--------------|
| 初回検診 | 事故発生から48時間以内 |
| 2回目検診 | 1回目検診から1週間後 |
| 3回目検診 | 2回目検診から1週間後 |

6 犬が行方不明になったら

飼い犬が行方不明になった場合は、保健所生活衛生課、東京都動物愛護相談センター、警察署へそれぞれ連絡してください。(P.13 参照)

動物愛護相談センターに收容された飼い犬を引き取るには、保健所生活衛生課の窓口で返還申請書を記入してください。保健所はその犬の登録を確認し、未登録の場合は登録していただきます。その後、動物愛護相談センターで返還の手続きをしてください。

東京都動物愛護相談センターのホームページには、保護されている動物の画像が掲載されています。

2 狂犬病予防注射の記録

| 接種年月日 | 済票番号 | 注射場所 |
|-------|------|------|
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |
| 年 月 日 | | |

※済票の裏には、犬の名前と連絡先を油性ペン等で書いておきましょう。

狂犬病予防注射済票は年度ごとに発行します。ただし、飼い始めたときのみ、接種日が3月2日から3月31日の場合は、翌年度のものを発行します。

4 犬の飼い方

犬の苦情で特に多いのは、ふん尿の放置、鳴き声、放し飼いなどです。

飼い主の方は、以下のことに注意してください。

◆ ふん尿の始末をする

犬の散歩をさせるときは、ふん尿を処理するための用具を携帯し、適切な処理をしてください。なるべくトイレは自宅で済ませてから、散歩させてください。

ふんの放置は、「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」で禁止されています。

◆ 無駄吠えをなくす

犬が鳴くことには意味があります。

3 犬の登録手続き

1 犬の登録

狂犬病予防法により、犬を取得した日から 30 日以内に登録しなければなりません。登録をすると鑑札が交付されます。

鑑札は犬の首輪に必ずつけてください。

登録が済んでいる犬を取得した場合は、飼い主や住所などの変更届が必要です。

登録申請は保健所生活衛生課 (P. 12 参照) のほか区民事務所で行うことができます。

2 狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、生後 91 日以上の犬は、毎年 1 回、狂犬病予防注射を受けなければなりません。また、4 月から 6 月が注射期間とされています。注射のあとは、「狂犬病予防注射済票」の交付を受け、首輪に必ずつけてください。

5

犬の立場になって理由や原因を考え、飼育環境を変えると改善されることがあります。

◆ リードをつける

散歩のときは必ず犬にリードをつけてください。犬が突然人を咬んだり、飛び出して人を転倒させけがを負わせたりする場合がありますので、犬の行動をコントロールできる人が散歩を行い、周囲に気を配るようにしてください。

◆ 最期まで責任を持って飼う

やむをえない理由で飼い続けることができなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。どうしても見つからない場合に限り、東京都動物愛護相談センター (P. 13 参照) にご相談ください。

5 犬が人を咬んでしまったら

飼い主は傷の大小にかかわらず、事故

7

7 災害時の対応

(1) 動物の生活用品を持参し、同行避難します。

葛飾区では学校避難所ごとに屋内もしくは屋外で同行避難を受け入れます。避難所については平時から関心を持って調べ、特性・様態に合わせた備えをしましょう。また、同行避難をする場合は次の必要な用品を持って避難します。

- ・少なくとも5日分、できれば7日分のえさと水、食器
- ・首輪、口輪、リード、ハーネス、ケージ (おり)、クレート など
- ・トイレ用品などの衛生用品
- ・常備薬 (治療中であれば病名や治療内容がわかる記録)
- ・犬の名前や写真など身元がわかるもの (この手帳等)

10

発生時から 24 時間以内に事故及びその後の措置について、保健所生活衛生課に届出をし、48 時間以内にその犬を狂犬病の有無について、獣医師に検診させなければなりません。次の①～④を必ず守ってください。

- ① 被害者のケガの応急措置に誠意を持って対応する
- ② 24 時間以内に保健所へ届け出る
- ③ 48 時間以内に獣医師に犬を検診してもらう
- ④ 事故の再発予防の措置を行う

検診を受けさせる

以下条件を全て満たす犬・・・2回検診

○ 登録がある

○ その年度有効の狂犬病予防注射を受けている

上記以外の犬・・・・・・・・・・3回検診

(3回検診の流れは次ページ参照)

8